

## 国定国語読本における「文法上許容すべき事項」の適用状況(二)

### ——その推移と背景——

島田 康行

#### 0. 目的

本稿は、明治～大正期の国定国語読本に、教材として示された文語文の具体的な姿を明らかにしようとするものである。この間、一般社会では標準文体をめぐる模索が繰り返され、「普通文」の隆盛と衰退、また口語文の確立と熟成を見る。こうした時期にあつて、国定読本の文語文はどのような姿を示してきたのか、その跡をたどるのである。

明治三十八年「文法上許容すべき事項」<sup>①</sup>（以下「許容」と示す）が告示され、一般に行われるいわゆる「普通文」<sup>②</sup>に特徴的な語法を、教科書の文語文に取り入れて整合を図る道が開かれた。本稿ではまず、この「許容」に示された語法が、国定読本にどのように導入されているかを観点として、第二・三期読本における文語文の姿を明らかにしていく。そして、そこに見出される文語文の変容について、その背景を見定めながら動因を究明していく。

#### 1. 「許容」適用状況の推移

「許容」に示された語法は、それぞれの国定読本にどのように導入されたのか。ここでは、「許容」告示後に刊行された国定読本のうち、新制第三学年用高等小学読本、第二期尋常・高等小学読本、第三期尋常・高等小学読本所収の文語文教材から「許容」の適用と考えられる例を拾い出し、結果を比較することで「許容」適用状況の推移を探る。

なお、新制第三学年用高等小学読本から第二期高等小学読本までについては、すでに拙稿<sup>③</sup>に結果をまとめ若干の考察を加えたところである。行論上、次節(1.1.)に改めてその概略を示しておく。

##### 1.1. 明治後期の国定国語読本における「許容」の適用

「許容」告示以後、明治年間の発行になる国定読本には、新制第三学年用高等小学読本(明治四十一年発行)と第二期尋常小学読本(明治四十二～四十三年発行)、第二期高等小学読本(明治四十三～大正二年発行)がある。各々における「許容」適用状況の特徴について、拙稿にまとめて述べた部分を以下に引く。

新制第三学年用高等小学読本；

「第一期の読本が規範文法を遵守する姿勢を貫いたのに対し、告示後に発行されたこの読本では一気に44例の許容事項が盛り込まれている。」

「『許容』適用の状況を概観すると、第九項への集中と、これに次ぐ第八・十五項の適用例の多さが目を引く。第九項の適用は、合計12(上7/下5)教材の26例に及び、全44例の59%に相当する。」

第二期尋常小学読本；

「今期の読本では、尋常小学読本にもわずかながら『許容』の適用例が現れる。巻八(四年)、巻十(五年)に各1例、最終学年の巻十一に4例、巻十二に7例の計13例である。内訳は『許容』第八項が7例、第九項が5例、第十五項が1例。」

第二期高等小学読本；

「高等小学読本においても、第八・九項中心の適用である点は変わらない。全141例のうち、この二項の適用例が116例(82%)を占める。また、学年進行に応じて第八項は3→6→8例、第九項は14→37→48例と増加する。」

「さらに第三学年用については、『許容』告示後に編纂された新制第三学年用高等小学読本の改訂になるわけであるが、適用例の総数はなお増加(44→73)している。適用された許容事項の範囲は、それぞれ七項目ずつで数の上では変わりなく第十二・十三項のように、全体を通して第三学年用のみ現れる事項があることも継承されている。全体としては、第八・九項、及び十五項を中心とし、特に第八・九項に力点を置いた改訂であると考えられる。」

国定読本に対する「許容」の適用は、その告示直後に刊行された新制第三学年用高等小学読本から、本格的に開始されていると見てよい。具体的には、第二期国定読本までを通じて、「許容」十六項目のうち第八・九及び十五項の適用を中心に実施されたと考えられる。その一方で、「許容」には掲げられたものの読本本文にまったく現れない語法がいくつかあるなど、「許容」の適用に一定の偏りがあることも見落とせない事実である。

第二期国定読本には、第一期読本所収の教材を書き改めて再録したものがかなりある。そして書き改める過程で新たに「許容」を適用した箇所も出現している。下に示すのは、積極的に「許容」を適用しようとする意図が垣間見える端的な例であるが、このほかにも改変・追加された本文中に適用の例は少なくない。

「人の余しし食物など」(新制第三学年用(上)第十二課「佐夜の中山」)

↓

「人の余せし食物など」(第二期第三学年用(上)第九課「佐夜の中山」)

## 1.2. 大正期の国定国語読本における「許容」の適用

第二期尋常・高等小学読本は、大正期にそれぞれ再度改訂されることになる。この改訂においては口語文教材の比率が大幅に高められたことが大きな特徴の一つとなっている。つまり、文語文教材の比率を大きく減少させる改訂であったわけである。文語文教材の数の推移をまとめてみれば、

尋常読本；第二期113→第三期54

高等読本；第二期153→第三期107

となり、尋常読本についてはほぼ半減していると言える。高等読本についても第三学年用を除く巻四（第二学年）までで比較すれば、第二期105→第三期57となり、尋常読本と同様の減少傾向を指摘し得る。ただし第三学年用高等読本のみを取り立てて見れば、文語文教材の総数、全教材中にしめる比率、ともに大きな変化はない。

以下、第三期尋常・高等小学読本における「許容」適用の実状を見ていくが、適用すべき文語文の教材自体が総じて減少していることを、まずは確認しておく。

### 1.2.1. 第三期尋常小学読本（大正七～十二年発行）

第二期尋常小学読本に13例あった適用例は、大幅に減ぜられ1例を数えるのみとなった。第三期読本への改変の過程で、教材そのものがなくなる、あるいは口語文に書き改められることによって消えた例も多いが、適用箇所を旧来の文語文法に改めた例もある。全例を下に掲げる。

【第二期】

【第三期】

笠置におはしませし時（巻十一） → 笠置におはせし時（巻十）

知らぬ顔して過ごせしに（巻十一） → 知らぬ顔して過ごししに（巻十一）

模範を示せしを以て（巻十一） → 模範をしめししを以て（巻十）

くりかへしかへせし人を（巻十二） → くりかへしかへしし人を（巻十二）

旧来の文法に戻された箇所が、いずれも「許容」第八項の適用例であったことは注目に値する。第八項の適用例は、第二期読本では巻八（四年）に早くも現れ、尋常小学読本への全適用例13例のうち7例を占めて、「許容」適用の中心的な項目の一つであった。それが、この第三期尋常小学読本ではまったくその姿を消してしまったのである。同じく中心的に適用された第九項については、旧来の文法に戻された例はない。なお、今期における唯一の適用例は、改変で新たに現れた第九項のそれである。

こうしてみると、今期の尋常小学読本の編纂においては「許容」の適用についてきわめて消極的な態度がとられたと言えそうである。適用された例にしても、1例のみではそのような「許容」の語法があることをわずかに示す以上の意味を持ち得ないだろう。また、第八項については一切の適用を認めない方針であったことがうかがえる。この第八項の扱いについては、次に述べる高等小学読本への適用状況を併せ見れば、より明確に知ることができるだろう。

### 1.2.2. 第三期高等小学読本（大正十五～昭和二年発行）

〔表1〕は、第二・三期の高等小学読本に見出される「許容」適用例を、「許容」の項目別に分けて示したものである。

適用例の総数は第二期141から第三期83へと減少する。文語文教材自体の減少との相関を併せて示し直せば、以下の如くである。（括弧内は（巻一～四＋第三学年用上下）を示す。）

	文語文教材数	「許容」適用例
第二期	153 (105+48)	141 (68+73)
第三期	107 ( 57+50)	83 (38+45)

[表1]

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	合計
第二期 一				1					6								7
二								3	8					1	2		14
三								2	12						2		16
四							1	4	25						1		31
上								4	33			2	1	1	7		48
下							1	4	15			2			3		25
小計	0	0	0	1	0	0	2	17	99	0	0	4	1	2	15	0	141
第三期 一				1					5								6
二									11			1			2		14
三									12						2		14
四									4								4
上									19			1			4		24
下									15			2			4		21
小計	0	0	0	1	0	0	0	0	66	0	0	4	0	0	12	0	83

文語文教材数がほぼ半減（54%）した巻一～四では、適用例もこれに応じて（56%）減じている。用例数の上からは、尋常読本に見られたような方針の転換は指摘できない。依然として「許容」語法は学習すべき内容としての地位を保っているように見える。ただし、第二期では尋常読本の段階で「許容」語法についての導入がある程度なされていることを前提にした、「許容」の適用が可能であったはずであるが、第三期の高等読本はその導入をも負う必要がある。そのことを考え併せれば、「許容」語法についての学習は内容的に後退していると考えられることもできる。

事実、第三学年用上下においては、文語文教材数は微増したものの適用例は大きく減少している。やはり、学習内容としての「許容」語法の重要度は低下していると考えられるべきである。

また、全体として適用される「許容」項目の種類も8項目から4項目へと減じている。殊に、「許容」第八項の適用例はきれいに姿を消しており、これは尋常小学読本と同様である。第八項の扱いは尋常・高等小学読本を通して等しく変わっており、明らかに方針の転換があったと考えられる。第二期における第八項適用箇所を、旧来の文法に従って改めている箇所を挙げておく。

【第二期】

【第三期】

両足踏みのばせし心よさ（三年用上） → 両足踏みのばしし心よさ（三年用上）  
 訣別を為せし其の光景（三年用上） → 訣別を為しし其の光景（三年用上）  
 抵抗を為せしを以て（三年用上） → 抵抗を為ししを以て（三年用上）  
 勉め給へと諭せしかば（三年用上） → 勉め給へと諭ししかば（三年用上）  
 人の世に伝へ遺せし史（三年用下） → 人の世に伝へ遺しし史（三年用下）  
 海外に輝かせし頃（三年用下） → 海外に輝かしし頃（三年用下）  
 音訓を借りて記せしが（三年用下） → 音訓を借りて記ししが（三年用下）

そして、この方針の転換を最も端的に示すのは次の1例である。

人の余せし食物など（三年用上） → 人の余しし食物など（巻三）

この例を含む教材は、今期読本には「中吉の誠実」という題名で収録されているが、新制第三学年用・第二期読本でも「佐夜の中山」の題名で同文が収められていた。この部分の変遷を改めて示せば、「余しし」(新制第三学年用)→「余せし」(第二期第三学年用)→「余しし」(第三期巻三)となる。これらの例からは、第二期国定読本編纂の過程で積極的に適用された第八項を、第三期においては逆に一掃しようとする意図が明白である。

第八項以外の項目についても、旧来の文法に沿うかたちに復した例が散見される。

【第二期】

【第三期】

ア (第一三項) …ノ形勢ト陸戦ノ方向ヲ → …ノ形勢ト陸戦ノ方向トヲ (三年用上)

イ (第一四項) 彼今如何せしヤ → 彼今如何せしカ (三年生上)

上のアは「東郷連合艦隊司令長官海戦経過奉告」中の例で、新制第三学年用(上)から継続して収録されている教材である。今期、三度目の収録に際して初めて書き改められた。この結果、高等小学読本中に第一三項の適用例はなくなっている。

イは「白石少佐を憶ふ」(小笠原長生)と題する文中の例で、これも新制第三学年用(上)から、三回連続で収録されている教材である。アの例と同様に、今回初めて書き改められ、結果、今期の読本中に第一四項の適用例は皆無となった。

同様に、今期の編纂で適用例が消えた項目に第七項がある。第二期高等小学読本にあった2例は、いずれも教材そのもの(巻四「愛」、三年用下「柔道」)が消えたことによって、読本中から適用例がなくなっている。旧来の文法どおりに書き改めてまで適用例を消した第八・一三・一四項に比すれば、適用例排除の積極的な意図を読みとるには慎重を期さねばならないが、結果的に第七・八・一三・一四項の適用例はいっさいなくなっており、読本本文に適用される「許容」項目は、「精選」されたと言ってよいと思われる。

「精選」の結果、今期の読本本文に適用された「許容」項目は、第四・九・一二・一五項の四項に絞られた。うち第九・一五項の二項の適用例が94%を占めている。この両項は第二期読本でも中心的に適用されており、適用例の81%に相当した。これに第八項の適用例を併せると93%のほり、今期の第九・一五項の適用例の比率にほぼ等しくなる。

まとめて言えば、第二期の「許容」適用が第八・九・一五項を柱としていたのに対して、今期は第八項を外して、第九・一五項中心の適用へと移行した、ということになる。

残る第四・一二項の適用例は以下の通り。

ウ 今は昔と異なりて (第四項/巻一「故郷」)

エ 社会に貢献するとともに (第一二項/巻二「社会奉仕の精神」)

オ 難易ノ差アリシト雖モ (同/三年用上「東郷連合艦隊司令長官海戦経過奉告」)

カ 記事を掲ぐるとともに (同/三年用下「乃木大将」)

キ 工を極めしといふにもあらざる (同/三年用下「応徳寺の門」)

ウ・オ・カ・キの例はいずれも第二期から継続して採録された教材の同一箇所である。オが現れる教材中では、第一三項の適用箇所が改められており(上述「ア」)、オについても改変の機会は

あったはずであるが、存続している。新たに加えられた適用例エの存在をも考え併せれば、これらの例はその存在を積極的に認められていると考え得る。用例数は少ないものの、今期その適用例が姿を消した第七・八・一三・一四項とは、扱われ方に明確な差があると言える。

このような「許容」適用の状況からは、第九・一五項については引き続きこれを中心的に適用するが、第八項の適用は認めない、そのほかの「許容」事項については範囲を精選してわずかに存続させるにとどめる、という編纂の方針をうかがうことができる。

以上の考察から、第二・三期の尋常・高等読本における「許容」の適用状況の推移は、次のようにまとめられる。

適用例の総数は大幅に減少している。文語文教材自体の減少を考慮してもなお、本文への「許容」適用は抑制されていると言える。また、適用する「許容」項目の範囲も縮小、精選されており、「許容」の適用は量だけでなく質的にも変化を遂げたと言うことができる。前期において中心的に扱われた第八項がいっさい適用されていないことは、その端的な例である。

明治三十五年、国語調査委員会が文語文体の整理を「普通教育ニ於ケル目下ノ急」<sup>4)</sup>と位置づけ「許容」の告示を急いだのは、社会一般に行われる普通文の文法と旧来の文語文法との溝を埋めるためであった。そして「許容」告示後に刊行された第二期読本に多くの「許容」適用例が導入されたのは、まさに「目下ノ急」に応じた画期的な試みであったはずである。しかし、今期読本の編纂の過程では、この姿勢が大きく後退しているのである。

## 2. 推移の背景

上述のごとく、文語文教材における「許容」の適用は第二・三期の国定読本において明らかに異なる様相を呈している。以下には、なぜ「許容」の適用にそのような差異が生じることになったのかを考えてみる。

今回の改訂で、文語文教材は量的に大きく削減されると同時に、その提出の開始も尋常小学読本巻七からと、第二期までに比して一巻遅れることになった。これは国定読本における口語文教材の整備が着実に進行した結果であり、言うまでもなく一般社会における口語文台頭／普通文衰退の趨勢と軌を一にするものである。

しかし、「許容」の適用は文語文教材の削減を上回る比率で減少し、しかも内容的な変質をともなっている。これは普通文の衰退と具体的にどのように関連するのだろうか。言い換えれば、「許容」の適用内容の変化は、普通文衰退のいかなる具体的側面が動因として作用したのだろうか。この問いに答えるために、まず、文語文衰退の流れにおける二・三期読本の位置づけを改めて確認しておく必要がある。(2.1.)

また、国定読本における「許容」適用状況の推移は、結果的には国定読本に規範として示される文語文の変容として具体化されるが、そのように具体化された二・三期読本の文語文は、その編纂・発行当時に行われた一般の普通文をどの程度まで映し出したものだろうか。小説や新聞の文章がたどった口語化の過程についてはすでに多くの先行研究が存在し、口語文の熟成過程を辿

った考究も少なくない反面、衰えてゆく普通文には細かな目配りがなされてきたとは言い難く、その具体的な姿についてはまとまった記述を見ない。そこで次に、勢力範囲を大幅に縮小しつつ行われた普通文の具体的な姿を「許容」の語法を観点として捕捉し、国定読本における「許容」適用状況の推移との関連について考察する。(2.2.)

## 2.1. 普通文衰退の流れと第二・三期国定読本

### 2.1.1. 第二期国定読本

当時の社会でいち早く口語化が進行したのは、小説においてであった。山本正秀<sup>9)</sup>は、言文一致体が当時台頭した自然主義文学にとって「絶対無二の」文体であったとし、言文一致体の完成に果たした自然主義文学の役割を重視する。そして明治四十年には発表される小説のすべてが口語となり小説における口語化が完成したことを、言文一致確立の時期を見定めるひとつの指標としている。

その山本正秀が、もう一つの指標としたのが「教育上の方針も言文一致体と決定しその実施もだいたい見るべき状態に達したこと」である。「見るべき状態」とは、具体的には第一期読本において「標準語伝播の目的を兼ねて口語文教材の相当多くの採用」がなされたこと、更に第二期読本での「その量の増大」などを指している。

また、塩沢和子<sup>10)</sup>は、国定小学読本に採用された口語文と、それが言文一致体の成立に果たした役割について考察し、第一期の口語文を大幅に修正した第二期の口語文は「言文一致体のほぼ完成した姿を示していると評価することができる」と述べて、「小説における完成と時を同じくして教育界でも言文一致体の完成を見たと言っていい」とする。

第二期読本の使用は、尋常小学読本が明治四十三年から、高等小学読本が翌四十四年から始まる。言文一致の流れから見れば、この読本は、言文一致体確立の時期にあたる明治末期にあってその確立に一定の役割を果たし、その普及にも多大な成果を収めた、ということになる。

では、衰えゆく普通文の側からはどのような定位が可能であろうか。

第二期読本の編集は早くに開始されたが、「明治四十年三月小学校令が改正されて、尋常小学校六十年の年限が義務教育となったこと、四十一年九月には明治三十三年制定の字音仮名遣いおよび漢字等に関する規定が削除されて歴史的な字音仮名遣いが復活すること等があったため」<sup>11)</sup>の作業は遅れを余儀なくされた。

この間、言文一致は各方面に浸透し口語文の評論・論説文などが多数現れた。特に小説においては口語化が完了したが、なお「旧文章的口語文といった明治的限界があり」「白樺派の作家たちにより大正期に入って完成」<sup>12)</sup>されるまで、口語文の熟成をめざしたさらなる模索が続くことになる。その一方で普通文による文筆活動が続けるものが依然として存在し受容されたのも、口語文の未完成と無関係ではないだろう。

また新聞においては、普通文は標準文体としての地位を未だ明け渡してはいない。例えば「東京朝日新聞」では、明治末年に至っても記事の大半は普通文であり、口語文は囲み記事や演劇の

評判、連載小説など限られた場所にとどまっている。

第二期読本の編纂当時、口語文はまさに確立の最終段階にあり、使用範囲を拡大しつつあるものの、未だあらゆる場面で違和感なく容認されるまでの完成度を備えてはいなかった。換言すれば、相対的に普通文が選択される場面や、普通文であることが積極的に要求される場面も少なからず残っていたのである。

読本においては、こうした状況を考慮しながら文語文教材を整備する必要があった。懸案であった普通文特有の語法との文法的な齟齬については、「許容」の告示によってその処理に道が開かれている。この改訂は、明治三十五年の文部大臣諮問「文法上許容ニ関スル事項」で指摘されて以来、第一期の国定読本では解決し得なかった問題に、答えを示す大きな機会であったと言える。尋常・高等両読本の延べ150箇所に及ぶ「許容」の適用はまさにその答えである。

### 2.1.2. 第三期国定読本

大正年間には、萩原朔太郎・室生犀星らの口語自由詩により口語は詩壇をも席卷した。小説においても志賀直哉ら白樺派の著作によって口語文は洗練の度合いを深めた。第三期尋常読本の使用が開始された大正七年から同高等読本の開始された大正十四年の間に、文芸上の口語文はいわば完成期を迎えたことになる。

新聞でも大正七年ごろから論説記事に口語文が現れた。大正十一年には「東京朝日新聞」の社説が口語を採用し、新聞の口語化は完了している。山本正秀<sup>9)</sup>は、当時の状況を「論文や学術書も次第に口語体に従うものが多くなった。そしてひとり非言文一致の孤塁を固守してきた大新聞の社説の文章も」順次口語化したと述べる。

ただ、こうした事象は、大正期において口語文があらゆる階層のあらゆる場面にまで普及したことをただちに意味するものではない。

大正五年九月『日本及日本人』の特集「現代名家文章大観」に寄せられた文章は、128編のうち46編に普通文ないし候文が用いられており<sup>10)</sup>、知識人の文章については、口語文が広まりつつある、という段階である。また、文部省が大正九年『口語文用例集』、大正十一年『口語体の宣伝口語文範』などによって一般への口語文の浸透に勉めているのは、依然としてそのような宣伝・啓蒙を必要とする段階であったということにほかならない。ここには、「欠勤届 本日病氣ノタメ欠勤シマスカラ御届致シマス」「忌服届 本日母方ノ伯父ガ死去シマシタノデ、定規ノ忌服ヲ受ケマスカラ御届致シマス」のような、きわめて実用的な文例が示されており<sup>11)</sup>、そうした場面では文語文への指向が根強く残っていたと考えられる。

大町桂月編『作例規範文章宝鑑』（大正14年）は、明治から大正にかけて多く刊行された範文集のひとつである。この書はいわゆる文章作法を述べた部分と莫大な範例とからなるが、範例として明治中期までの文語文を大量に収録するほか、作法の部分も文語文で書かれている。慶賀・招待・見舞・贈呈・依頼など一五の領域に分類された書翰文の範例を例にとると、137例のうち口語文の例は15に過ぎない<sup>12)</sup>。このような文語文を中心とする範文集がたちまち版を重ねたこと



は、大正末期においても実用的な文語文例集としての需要が依然として残っていたことをうかがわせる。

大正十五年に使用開始された第三期高等読本の編集作業は、このような状況を背景に行われている。改めてまとめてみれば、熟成を進めた口語文は、文芸界ですでに不動のものとなり、新聞の社説にまで及んでいる。前掲の文部省編の二書はさらにこれを日常一般の文章にまで推し進めようとするものであったが、そうした啓蒙が依然として必要な段階であったとも言える。

読本における文語文教材の比率は圧縮され半減したが、第三学年用の読本においては第二期の比率を維持している。一般に行われる実用的な文章には文語文が深く根付いており、将来的には口語文がこれに取って代わるにしても、読本としては当面これを残し、その規範を示しておくことが求められたであろう。

大正後期の普通文をめぐる状況について、第二期読本編纂当時のそれとの最大の相違点を端的に言えば、口語文が完成の域に達していた、ということである。言うなれば、乗り換えるべき船は用意されたのであり、乗員の乗り換えが終わるのを待つのみとなったのである。乗り換えが済めば元の船はその使命を終える。第二期読本編纂当時は、まだこの船の完成図が明らかではなく、定員にも性能にも未知の部分を残していた。あらゆる可能性を考慮すれば、元の船も将来に備えた整備が必要であったということになる。

第二・三期読本編纂当時の普通文をめぐる状況にはこのような差異がある。そして、それぞれの読本における文語文には「許容」の適用において明確な差異が検出された(1.2.)。普通文をめぐる状況の変化と読本の文語文の変化とは、いかに関連づけられるのか、次節ではこの問題について考える。

## 2.2. 普通文と読本の文語文—「許容」の語法を観点として—

第二期読本が編纂された明治後期から、第三期読本の編纂が行われた大正後期の間に、普通文をめぐる状況—特に口語文の完成・普及との関連において—は上に見たごとき変化を遂げた。その状況の変化は、社会一般の普通文の具体的あり方にも影響を及ぼしたのだろうか。ここではまず、一般に行われた普通文のうち、明治後期から大正後期まで連続的に追跡し得るものとして、新聞の論説記事を対象とし、記事中の「許容」事項の出現状況を観点として普通文のたどった道を検証する。(2.2.1.)そしてその結果を基に、普通文をめぐる状況の変化と第二・三期読本の文語文における「許容」適用状況の変化との関連について考察する。(2.2.2.)

### 2.2.1. 論説記事における「許容」の語法

新聞の論説記事を調査の対象として選定したのは、国語調査委員会発足の年に当たる明治三十五年から、第三期読本の編纂が行われる大正後期までの各時点において、ほぼ一定した分量を確保できることと、それが新聞社の意見を代表するものとして、内容はもちろん表現の隅々にまで注意を払って書かれた文章であろうことを考慮してのことである。

調査の対象とした範囲は次の通り。

①東京朝日新聞 明治35年7月1日～10日 第二面最上段の論説記事 約18500字

②東京朝日新聞 明治45年7月1日～10日 第三面最上段の論説記事 約15600字

③東京朝日新聞 大正8年6月1日～10日 第三面最上段の論説記事 約18500字

そして①～③のそれぞれについて、「許容」事項に相当する語法の出現状況を整理したのが〔表2〕である。

①～③の各時点を通じて、やはり第九項の語法の頻出が目立つほか、第一四・一五項の語法も使用頻度が高い。第一五項については②以降頻度が上がっているという見方が成り立つかも知れない。逆に第一四項は③でやや頻度を下げているが、大きな変動と言うほどではない。全体に、読本に適用された「許容」事項に比して幾分バラエティに富んでおり、①～③の間でことさら注目し得るような傾向の変化は看取し得ないと言ふべきだろう。

また、第二期読本で多くの適用例を見た第八項の語法が①～③のいずれの時点でも検出されないことは特徴的である。ただしこれは規範的な「～し+し(か)」が常に使用されたことを意味しない。実際には、サ行四段動詞+「し(か)」という表現自体が文脈中に一度も現れず、「～し+し(か)」「～せ+し(か)」ともに0例であった。無論、見落としの可能性や限られた範囲での調査に過ぎないことは考慮すべきだが、少なくともこの表現が論説記事中に使用される頻度が相対的にかなり低いことは疑いなく、読本への「許容」適用との関連を考える上で重要である。

もとより〔表2〕に示したのは「許容」に示された語法を一定量の文脈中から拾い上げた数であり、それらの語法が現れ得る場所の総数や、そこに実現される割合については調査が及んでいない。ごく稀な用例に「許容」の語法がことごとく使用される場合も、見かけ上の数字は小さくなる。ここで大きな数値を示しているのは、決して広いとは言えない調査範囲内にしばしば現れた「許容」の語法であり、逆に小さな数値を示すのは、「許容」の語法が使用される割合の如何によらず、論説記事中での使用頻度が低い語法であると見なしてよい。

### 2.2.2. 読本における「許容」の語法

新聞の論説記事の普通文が明治後期から大正後期にかけて、さしたる変動を見せていないのに対して、読本に示された文語文は、第二期と第三期とで明確な差異を示している。最も端的にこれを示すのは、「許容」第八項の適用が第三期に至ってまったく行われなくなった点である。そして、第三期読本の示す文語文は、前節①～③の論説記事が全体として示した傾向の特徴的な面一すなわち、第九項の語法の頻用とこれに次ぐ第一五項の語法の多用一を備えていると言える。新聞の論説記事が各時期を通して最も典型的な普通文であったかどうかを軽々に断ずることはでき

〔表2〕

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	合計
①	1			1			2		68	2	1	2	1	7	2		87
②									18		1		1	7	14		41
③				1					31	4	1	4	1	4	16		62
小計	1	0	0	2	0	0	2	0	117	6	3	6	3	18	32	0	190

ないが、少なくとも大正後期においては普通文の「孤墨を守った」存在でもあり、これを当時一般の普通文、典型的な普通文の一つのあり方、と敷衍して考えることもある程度までは認められることと思う。

では、第二・三期読本の文語文における「許容」第八項の扱いの差異は、何を意味すると考えられようか。

第八項の語法は、「為す・顕わす・施す」などのサ行四段動詞＋助動詞「し（しか）」というごく限られた言い回しに現れる。文脈中に現れる頻度が低くても、あるいは低いために、従来の規範に外れた語法は、いっそう目立つはずである。『現行普通文法改定案調査報告之一』において、規範的な語法がかえって「何トナク耳立チテ態トガマシク聞ユル」<sup>(4)</sup>とされているのは、第八項の語法がことさら印象に残るものであったことの裏返しである。

第二期読本編纂当時、口語文は確立の最終段階にあったものの、普通文存続の可能性を完全に排除するには至らなかった。そうした状況下では、ことさら目立つ語法を普通文の特徴として読本に積極的に示すことには一定の意義が認められる。「現行普通文法」の確立がどの程度まで具体的に考えられていたのかは詳かにしないが、それが求められる必然性はあったのである。第八項の積極的な適用もその同一線上に位置づけられることと考えられる。

しかし第三期読本編纂当時、口語文は熟成の度合いを増し日常一般の文章に及びつつあった。普通文で表現可能なことは、口語文でも可能であるという展望が開けている点、第二期読本編纂当時とは決定的に状況が異なるのである。もはや「現行普通文法」確立に対する社会的な希求は衰えている。もちろん、前に見たように普通文の範文集が版を重ねるなど、生活に根付いた普通文までがにわかに消えてゆくわけではない。が、特徴的であっても使用される頻度の低い語法を、敢えて読本に示す意義は格段に薄れているのである。

### 3. 結語

社会一般における文章の口語化が浸透を深める中、国定読本は二度目の改訂を迎えた。第二期読本において導入された「許容」の語法は、二度目の改訂で大幅に削減された。その削減は単に量的なものではなく、第八項の適用例を排除するという質的な変容をともなっていた。そうした編纂方針の変化の背景に、口語文の熟成と広がりがあったことは疑いない。

一方、そのような変容の結果である第三期読本の文語文は、第二期読本のそれに比して、新聞の論説記事に見られるような普通文により近い姿を示していることが明らかになった。本稿ではこのことを、第二期読本の文語文が「現行普通文法」への社会的希求に応えるかたちで、規範との差異が目立つ／耳につく特徴的な語法を、積極的に取り上げたためであると考えた。

しかし、そのような社会的希求や期待の高まりは、おそらく「許容」の諮問が行われた明治三十五年ごろから「許容」が告示された三十八年頃までをピークとしたのであって、「許容」の告示から第二期読本の発行までの間にも、そうした社会的希求は年々薄れていったに違いない。第三期読本の文語文は、もはや「許容」の語法のうち最も頻用される代表的なものだけを示すことで、

実用上の支障はなく、かえって普通文の実態にも叶う、という判断が反映されたものと考えられる。

#### 【注】

- (1) 十二月二日付官報。全十六項目のうち、本稿で直接触れる条項のみを以下に示す。
  - 四 「コトナリ」(異)ヲ「コトナレリ」「コトナリテ」「コトナリタリ」ト用キルモ妨ナシ
  - 七 「得シム」トイフベキ場合ニ「得セシム」ト用キルモ妨ナシ
  - 八 佐行四段活用ノ動詞ヲ助動詞ノ「シ・シカ」ニ連ネテ「暮シシ時」「過シシカバ」ナドイフベキ場合ヲ「暮セシ時」「過セシカバ」ナドトスルモ妨ナシ
  - 九 てにをはノ「ノ」ハ動詞、助動詞ノ連体言ヲ受ケテ名詞ニ連続スルモ妨ナシ
  - 十二 てにをはノ「ト」ノ動詞、使役ノ助動詞、受身ノ助動詞、及、時ノ助動詞ノ連体言ニ連続スル習慣アルモノハ之ニ従フモ妨ナシ
  - 十三 語句ヲ列挙スル場合ニ用キルてにをはノ「ト」ハ誤解ヲ生ゼザルトキニ限り最終ノ語句ノ下ニ之ヲ省クモ妨ナシ
  - 十四 上ニ疑ノ語アルトキ下ニ擬ノてにをはノ「ヤ」ヲ置クモ妨ナシ
  - 十五 てにをはノ「モ」ハ誤解ヲ生ゼザル限リニ於テ「トモ」或ハ「ドモ」ノ如ク用キルモ妨ナシ
- (2) 明治以降、新聞・雑誌などに広く行われた漢字仮名交じりの文語文。旧来の文語文法に照らすと誤謬・破格と見なされる語法をいくつか含んでいる。
- (3) 島田康行「国定国語読本における「文法上許容すべき事項」の適用状況」(『人文科教育研究』第25号1998年8月)
- (4) 明治三十五年七月四日付官報に発表された「国語調査委員会決議事項」による。
- (5) 山本正秀『近代文体発生の史的研究』(昭和40年、岩波書店) pp. 48-52
- (6) 塩沢和子「明治期国定教科書の口語文一言文一致体の成立に果たした役割」(森岡健二編著『近代語の成立—文体編—』(平成3年、明治書院)所収。初出：『上智大学国文学論集』11, 昭和53年)
- (7) 井上越著、古田東朔編『国定教科書編集二十五年』(武蔵野書院、昭和59年) p. 12
- (8) 前掲書(5)p. 53
- (9) 前掲書(5)p. 55
- (10) 林巨樹『近代文章研究—文章表現の諸相—』(昭和51年、明治書院) pp. 38-39
- (11) 文部省編『口語文用例案(第一輯)』(吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国語問題諸案集成 下巻』(昭和48年、風間書房)所収)による。
- (12) 複版(昭和54年、柏書房)による。
- (13) 国語調査委員会編『現行普通文法改定案調査報告之一』(明治39年、日本書籍) p. 41

【テキスト】

海後宗臣編『日本教科書大系近代編』第六巻 講談社（昭和39年）

海後宗臣編『日本教科書大系近代編』第七巻 講談社（昭和38年）

『復刻 国定高等小学読本』（二） 大空社（平成3年）

『復刻 国定高等小学読本』（三） 大空社（平成3年）

※本稿は、平成10年度文部省科学研究費補助金(奨励研究(B))による成果の一部である。